

勤務時間について

通常の勤務時間

本庁舎(一部の部署を除く)	月曜～金曜までの週5日勤務。勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで。休みは、土曜、日曜、祝日及び年末年始。
---------------	---

主な変則勤務の勤務時間

保育所	4週間を平均して1週あたり38時間45分の勤務。勤務時間は、午前7時30分～午後6時30分の内7時間45分(月曜～金曜)。土曜の勤務時間は午前7時30分～午後2時00分の内4時間。休みは日曜、4週間について定められた3日、祝日及び年末年始。
健康福祉センター	4週間を平均して1週あたり38時間45分の勤務。勤務時間は、午前8時30分～午後5時15分(月曜～土曜)。休みは日曜、4週間について定められた4日、祝日及び年末年始。
給食調理員	勤務場所が保育所の場合は、4週間を平均して1週あたり38時間45分の勤務。勤務時間は、午前8時00分～午後4時30分または午前8時30分～午後5時。土曜は午前8時30分～午後0時15分または午後0時30分。休みは日曜、4週間について定められた3日、祝日及び年末年始。
その他	市民課、総合クリーンセンター、図書館、博物館、公民館等